

# 広島中央環境衛生組合建設工事最低制限価格等設定事務取扱要領

平成27年10月19日 制定  
平成28年10月31日 改定  
令和4年1月19日 改定

(趣旨)

第1条 この要領は、広島中央環境衛生組合建設工事執行規則（平成21年広島中央環境衛生組合規則第22号）第8条に規定する最低制限価格及び広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領（平成28年10月31日改定）第4条に規定する調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の設定方法について、必要な事項を定める。

(最低制限価格等基準価格の算定等)

第2条 広島中央環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）は、建設工事を入札に付すときは、予定価格算出の基礎となった設計金額に基づき、第1号に掲げる式に第2号に掲げる処理をしたものを最低制限価格等基準価格（以下「基準価格」という。）とし、あらかじめ算定するものとする。

(1) 次に掲げる額の合計額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 前号に基づき算出された額から小数点以下を切り捨てる。

2 前項の基準価格を決定したときは、予定価格調書の入札書比較価格の記載欄の下に、基準価格を記載するものとする。

(最低制限価格等の決定等)

第3条 最低制限価格等は、基準価格に基準価格の0%から0.5%の範囲において、電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額とする。

2 最低制限価格等の算出は、開札時に行うものとする。

3 最低制限価格等が当該建設工事の予定価格の10分の9.2を超える場合は、最低制限価格等は予定価格の10分の9.2とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は、予定価格の10分の7.5とする。

(最低制限価格等調書の作成)

第4条 前条の最低制限価格等を決定したときは、最低制限価格等調書を作成するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月19日から施行する。